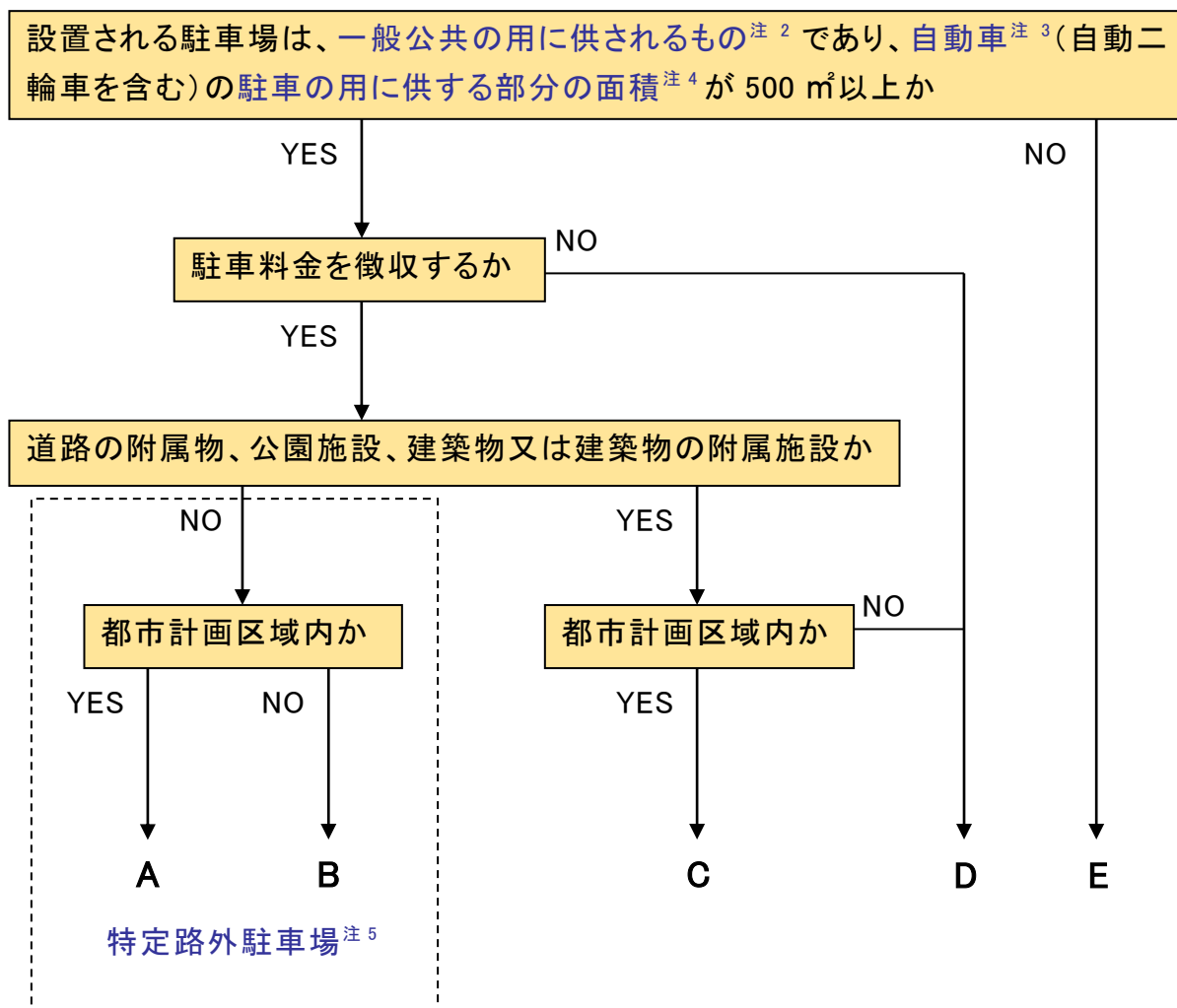


【駐車場法等に基づく路外駐車場設置の届出フロー】

路外駐車場^{注1}の設置や変更を行なうにあたっては、駐車場法等に基づく基準への適合と、市長への届出が必要となる場合があります。

届出が必要かどうかは、以下のフロー図により確認してください。



- A: 駐車場法及びバリアフリー新法の両方の届出が必要
- B: バリアフリー新法の届出が必要であるとともに、駐車場法の技術的基準の順守が必要
- C: 駐車場法の届出が必要
- D: 届出不要であるが、駐車場法の技術的基準の順守が必要
- E: 届出不要

注1)路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの(駐車場法第2条第2号)。

注2)一般公共の用に供するものとは

不特定多数の者が、駐車場管理者の定める管理規程に基づく営業時間内において、自由に使用できる状態にあり、特定の利用を拒むことができないもの。

＜一般公共の用に供する駐車場の例＞

- ① 駅周辺等にある時間貸し駐車場
- ② 店舗、病院等の駐車場

※一般公共の用に供さないものとは

特定の者が利用し、不特定多数の利用を認めない駐車場。

＜一般公共の用に供さない駐車場の例＞

- ① 月極に限定するなど、特定者の駐車のみを扱う駐車場
- ② 建築物に付随され、その建築物の関係者など特定の人以外はその利用ができない駐車場、オフィス専用駐車場等

厳密に、専用駐車場と解される場合とは、駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、例えば、駐車場の入り口で管理人等が一般の利用を排除している場合が該当する。

よって、利用客に優待券を配る等優遇措置を講じている場合であっても、厳密に一般の利用を排除していない場合は、一般公共の用に供される駐車場と解される。

注3)自動車とは

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの(以下「歩行補助車等」という。)以外のものをいう(道路交通法第2条第1項第9号)。

注4)駐車用に供する部分の面積とは

自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計。「駐車マスの面積」ともいう。

① 車路や自動車用エレベーター等の部分は除外する。ただし、構造上車路と車室(駐車マス)の区分が判然としない場合は合算する。

② 特殊駐車装置(エレベーター式等の機械式)を用いる駐車場は、車箱(ケージ)、パレット(台車)の面積に台数を掛けた面積とする。

注5)特定路外駐車場

路外駐車場(道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう(バリアフリー新法第2条第13号)。

AまたはCに該当する場合の届出

提出する事項【時期】 「根拠法令」	駐車場法に基づく提出物	バリアフリー新法に基づく提出物 (Aに該当する場合のみ)
<p>設置(変更)の届出 【路外駐車場を設置しようとするとき、又は届け出ている事項を変更しようとするとき(工事着工前)】 「駐車場法第12条」 「バリアフリー新法第12条」</p>	<p>■路外駐車場設置(変更)届出書 ■駐車場法の技術的基準チェックシート ■位置図(縮尺 1/10,000 以上) ■平面図(縮尺 1/200 以上) ・駐車場法の技術的基準が遵守されていることが確認できるよう図面等に明示。(路外駐車場の区域、出入口、車路、附近の道路等) (建築物である駐車場の場合) ■各階平面図(縮尺 1/200 以上) ■2面以上の立面図(縮尺 1/200 以上) ■2面以上の断面図(縮尺 1/200 以上) (機械式駐車装置^{注6}を設置する場合) ■大臣認定書の写し ■特殊装置設置計画書</p> <p>※変更届出書の添付書類は、変更しようとする事項に係る図面のみ</p>	<p>■路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面 ■バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準チェックシート ■平面図(縮尺 1/200 以上) ・バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準が遵守されていることが確認できるよう図面等に明示。(車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路等)</p> <p>※変更届出書の添付書類は、変更しようとする事項に係る図面のみ</p>
<p>管理規程の(変更)届出 【路外駐車場の供用開始後、又は届け出ている事項を変更したときから10日以内】 「駐車場法13条」</p>	<p>■路外駐車場管理規程(変更)届出書 ■管理規程</p>	
<p>休止(廃止・再開)の届出 【路外駐車場の全部又は一部の供用を休止(廃止・再開)したときから10日以内】 「駐車場法14条」</p>	<p>■路外駐車場休止(廃止・再開)届出書</p>	

注6) 機械式駐車装置・・・施行令第15条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。

Bに該当する場合の届出

提出する事項【時期】 「根拠法令」	駐車場法に基づく提出物	バリアフリー新法に基づく提出物
<p>設置(変更)の届出 【路外駐車場を設置しようとするとき、又は届け出ている事項を変更しようとするとき(工事着工前)】 「バリアフリー新法第 12 条」</p>		<p>■ 特定路外駐車場設置(変更)届出書 ■ バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準チェックシート ■ 位置図(縮尺 1/10,000 以上) ■ 平面図(縮尺 1/200 以上) ・バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準が遵守されていることが確認できるよう図面等に明示。(特定路外駐車場の区域、車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路等)</p>